資料６

基本計画の削減方策等に対する意見等

平成２９年９月１５日
全国中小企業団体中央会

１．手続及び電子化について

（１）中小企業等協同組合に係る手続について

①役員の変更の届出、②定款変更認可申請、③決算関係書類の提出の手続については、平成２４年８月まで e-Gov によるオンライン申請を実施していたが、経済産業省の費用対効果等の検証の結果に基づき停止された。

今後は、中小企業のみならず中小企業組合においても生産性の向上が求められており、早急にこれら手続の電子化の検討を進めていただきたい。

しかしながら、中小企業組合においては、業務のＩＴ化が進んでいるとは言えない状況に鑑み、引き続き中小企業団体中央会において支援を行っていく。

また、手続の電子化を検討するに際しては、特に上記②定款変更認可申請については、申請にあたっての書類修正の手戻りの発生は避けることができないと思われることから、例えば記載内容の統一や記載例の提示を行うとともに、所管行政庁（国・県・市）の担当者が交代したとしても従前と変わりなく対応していただけるよう十分な周知をお願いしたい。

さらに、複数の所管行政庁が共管する中小企業組合においては、上記の手続において、それぞれの所管行政庁と個別に連絡を取り合うこととなり、それに係る業務の負担が大きい。よって、中小企業組合の設立認可を含めて、所管行政庁（の窓口）の一本化を望む。

（２）その他の手続について

①建設業

中小建設業は他の業種に比べてＩＴ化が遅れており、生産性向上を図るためにも手続きの電子化は必要であると思うが、人手不足の中にあって数年で対応できるか不安である。

②社会保険関連

社会保険関連の手続は数多くかつ煩雑であるうえに、窓口によって対応が異なる場面もあった。電子化する際には、業務の見直しを含めて簡素化を望む。

２．補助事業に係る負担軽減について

中小企業団体中央会では、平成２４年度より中小企業のものづくりを支援する事業（補助事業）を実施し、これまでに約５万社を支援している。この他にも、本会が実施している補助事業については、毎年少なくとも約１００団体以上に対して支援を行っている。

補助事業の実施規程上、補助を実施した事業者は事業終了後５年間、証拠書類を適切に整備・保存しなければならないとなっており、保存する証拠書類は膨大で保存費用も必要となる。よって、保存が必要な書類を限定し削減化を望む。

以上